

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の 地域生活移行を支援する職員研修プログラムの開発に関する研究」

1 研究の推移

当法人では、矯正施設（刑務所・少年院）等を退所した知的障害者への地域生活に向けての効果的な支援を構築するための研究を、平成二十年、二十一年度と継続して行ってきました。

具体的な内容は、平成二十年度は、罪を犯した知的障害者の再犯を防ぎ、地域生活移行を推進するために必要な支援体制のあり方と機能について検討し、平成二十一年度は、地域の受け皿づくりを進めることを目的として、福祉施設等における地域生活移行につなげる支援の実践事例を収集・分析し、効果的な支援プログラムを検討し、開発を行いました。

今後は、以上の研究の成果を踏まえ、矯正施設等を退所した知的障害者の受け入れを支援していく輪をより広げていくため、取り組む意欲がある福祉施設やケアホーム・グループホームの支援職員に対して、これまでの研究から得られた成果等を普及していく必要があります。

2 期待される事業の成果

そこで今年度は、これまでの研究蓄積を活かし、矯正施設等を退所した知的障害者を支援する福祉施設、ケアホーム・グループホームの職員への研修プログラムの開発を行うこととしました。それにより支援技術の向上を図り人材育成を行うことや、地域生活定着支援センターと連携すること、知的障害者の地域生

活の定着支援という国の施策の推進に資することを目的としました。

なお、研究及び実際の支援には、平成二十二年四月より招聘した水藤昌彦参事（非常勤）が指導役として加わり、さらに「矯正施設を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設置し、地域支援部地域支援課支援調査係に事務局を置き、地域支援部長が総括責任者として運営することとしております。

要支援者の福祉施設等の受入れについては、支援方法についての不安感が先行し、拒否的になりがちでした。平成二十一年度開発した支援プログラムと合わせて本年度の職員研修プログラムの開発を実施すること、具体的な支援技術の向上による人材育成を進め、結果として障害者等に対する効果的な支援が可能な福祉施設等が増加します。このことにより、要支援者の受入れの普及・啓発も期待できます。また、要支援者の地域

生活移行・自立が図られ、結果として再犯をしない安定的な生活につながると考えられます。

更に、上記のような障害者等に対する効果的な支援が可能となる福祉施設等が全国に増加することにより、地域生活定着支援センターとの連携体制も強化され、矯正施設等を退所した知的障害者等の支援体制がより効果的かつ効果的なものになることも期待できます。

厚生労働省に対しては、本

職員研修が「地域生活移行個
別支援加算」における「有資
格者による指導体制・研修内

3

事業内容及び手法

(1) 試行的研修の実施

効果的な支援を行える福祉施設等の支援職員に必要と考えられる知識・技術習得のために水藤昌彦参事による「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等を対象とする支援に関する連続オープン研修」を、当法人の支援職員等を対象に試行的に開催し、事務局に設置した研究チームにより研修項目・内容について検討し、作成することとしています。

(2) 研究検討委員会 委員会の設置

「研究検討委員会」を設置し、研修が職員の支援技術の向上に資する内容になっているか等を検証し、分析を行うこととしています。

委員会は、平成二十二年七月に設置し、三回程度東京で開催することとし、委員につ

容」に該当する旨提言していくことも検討しています。

(3) 実態調査

研究検討委員会及び研究チームより、福祉施設等の受入れに関する実態調査及び必要な研修項目・内容の調査を行うこととしています。

全国の知的障害者施設・救護施設を対象に、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受入実態、受入れるために必要な条件、職員研修に必要と思われる内容等に関する調査を行う予定です。

そして、平成二十一年度の支援プログラムの内容、連続セミナー及び実態調査の結果を事務局でまとめ、最終的に研究検討委員会で議論してま

とめていきます。

(4) 研修受講対象者

社会福祉施設、グループホーム・ケアホームの支援職員とします。

(5) 研修終了後の 位置づけ

施設等における指導者養成の研修とし、次の業務に当たることができるよう、おおむね三段階の初級・中級・上級編とする講義・演習を中心とする研修内容とします。

ア 対象者について具体的な個別支援計画の策定に当たる
イ 具体的に支援に携わる職員の指導に当たる
ウ 地域生活支援の中で支援のキーパーソンになる。

(6) 研修の効果測定

研修の効果測定のため、次の調査を行う予定です。

- ア 平成二十二年
度セミナー内容のアンケート
- イ 平成二十四年度以降
セミナー後一定経過後
の効果測定

4

成果の公表計画

(1) 報告書の作成

研修を行った結果を研究チームで検討し、課題を抽出、修正し、報告書及びテキスト（受講者用及び指導者用）を作成し、全国の関係機関・施設等に配布します。これにより、本事業の成果の普及・啓

(2) セミナーの開催 (モデル的指導者研修)

研究成果を踏まえて作成したプログラム等による研修を、全国に向け平成二十三年三月にモデル的に行う予定です。

発につなげます。

なお、当法人としては、平成二十一年度の研究であった

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書の普及版①



「障害福祉施設編」②
「救護施設編」③
「グループホーム・ケアホーム編」④
「地域生活支援センター編」⑤
「更生保護施設編」を発行しました（五冊セット八千円、一冊二千円）。ぜひお手元でご覧いただき、支援の輪を広げていきたいと思えます。

(地域支援部長

小野 隆二)

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等を対象とする支援に関する連続オープン研修」について

当法人では、これまでの研究成果をもとに、罪を犯した知的障害者等への支援を行っている福祉施設やケアホーム・グループホームの職員の支援技術の向上と人材育成を主目的として「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等を対象とする支援に関する連続オープン研修」（以下、「当研修」という。）を開催しています。

当研修は、当法人の水藤昌彦非常勤参事（略歴別記）を講師として、平成二十二年四月から二十三年二月までの間、毎月一回、表1のテーマに沿って、全十一回にわたりに実施する予定となっています。なお、当研修の項目・内容等については、プロジェクトチームで検討し、矯正施設等を退所した知的障害者を支援する福祉施設、ケアホーム・グループホーム職員の支援技術の向上を目的とし

た研修プログラムの作成に資することとなっています。当研修の具体的内容については、第一～四回では、現在の日本社会における犯罪全般についての基礎的な事項を理解するため、「支援の前提となる知識と技術」をテーマとして取り上げ、マスコミ報道等と実際の犯罪統計との隔たりや社会全体の犯罪に対する不安感の高まりと厳罰化の傾向等について知り、あらため

て罪を犯した知的障害者の支援に関わることの意味を考慮する機会とします。

また、実際に要支援者と関わるにあたっては、直面している課題や提供サービスの当しているのか等、刑事司法制度の基本と手続きの流れを理解すると同時に、知的障害と犯罪行為の関係性について考察し、障害特性や犯罪特性に起因する心理的要因等を正しく理解し、具体的な支援方法についての基礎知識を習得すること等を目的とします。

研修後半（第五～十一回）においては、「支援・介入の実際」に役立つと思われる知識と技術に関するテーマを取り上げ、矯正施設等を退所した知的障害者が、地域で安定した社会生活を送ることができるよう、結果として「再び罪を犯さないための効果的な支援」につなげるために必要な知識・技術の習得を目的とした内容となっています。

具体的には、障害特性をふまえて、犯罪行為に至るには、どんな環境的要因と個人的要因が重なったか、さらに、どんな犯罪特性があるのか、といったことへの理解を深め、

要支援者のアセスメントから得られた情報を基に、個別支援計画を作成することを目指します。

これまで、矯正施設等を退所した知的障害者等の受入れにあたっては、実践事例が少ないことや漠然とした不安感が、要支援者のニーズに十分な対応できない要因となっていました。当法人では、平成二十一年度障害者自立支援調査研究プロジェクトの研究事業報告書において、それらの不安要素を取り除き、より多くの要支援者の受入れを実現するための参考となるように、受入れマニュアル、支援プログラム、事例集等を施設・事業所の五つの種別ごとに紹介しています。

当研修は、福祉施設等の職員の支援技術の習得・向上と人材育成を目的としていますので、矯正施設等を退所した知的障害者の受け皿となり、支援を担う施設等におかれましては、関係職員の参加をお勧めいただくとともに、前記の研究報告書の受入れマニュアル等をご活用いただきたいと思います。

表 1

	研修テーマ
第1回	犯罪と社会
第2回	知的障害と犯罪
第3回	支援者の自己覚知・治療共同体
第4回	支援者の安全確保
第5回	アセスメント1
第6回	アセスメント2
第7回	支援・介入計画
第8回	社会生活カプログラムの基礎
第9回	アサーショントレーニング
第10回	感情コントロールの方法
第11回	認知行動療法の基本

【略歴紹介】水藤昌彦

（平成22年4月より当法人の非常勤参事）
 ・社会福祉法人北摂杉の子会 高槻地域生活総合支援センター施設長（現職）
 ・オーストラリア ヴィクトリア州ヒューマンサービス省（日本の厚生労働省に類似した機関）にソーシャルワーカーとして勤務（2001年から7年間）

（地域支援部地域支援課
 支援調査係長 小島 秀樹）

平成
21年度

調査・研究の 結果報告

当法人では平成20年度より第2期中期目標期間（5年計画）に入り、平成21年度は中期目標期間2年目となりました。第2期中期目標期間における調査研究の目標は「重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと」と設定しました。このテーマに則って、平成21年度は以下の9本の研究テーマをそれぞれの研究担当が行い終了いたしましたのでご報告いたします。

平成21年度の各研究テーマは以下の通りです。なお、各研究テーマ後の括弧内は、翌年度に継続して行うか、平成21年度で終了するテーマであることを示したものです。また、①と②の研究は厚生労働省の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」の助成を受け行われたものです。

研究成果の具体的な内容については、当法人研究紀要である『紀要第三号』（平成二十二年七月発刊予定）に掲載しておりますので、ここでは、それぞれの成果概要を紹介いたします。

①の研究は、矯正施設等を退所した知的障害者を受け入れた福祉施設等において、地域生活移行につなげる支援の実践事例を収集・分析し、効果的な支援プログラムを開発しました。研究の成果として、施設・事業所の五つの種別、すなわち、障害福祉施設編、救護施設編、グループホーム・ケアホーム編、地域生活支援センター編、更生保護施設編の受け入れマニュアル等を発行できました。

②の研究は、行動援護が量的な拡大に至らない理由を、先駆的な地域における活用事例と体制づくりの事例収集分析及び保護者等に関する意識調査から明確にしました。結果、行動援護が活用されるためには、1. 市町村担当者が行動援護に対する理解を深め市町村が支給決定プロセスにおいて対象者を確実に

把握し利用を勧めること、2. 行動援護の量的拡大の基盤として自立支援協議会を有効に機能させ相談支援体制を充実させること、3. 市町村の地域生活支援事業の中で「お話し利用」の機会を設けることなどにより、行動援護のメリットを実感できるように工夫する、などの課題が明らかになりました。

③の研究は、昨年度作成した当法人における社会福祉士の実習プログラムの改訂とプログラム・マニュアルの評価・検証を行いました。今年度当法人で相談援助実習を行う学生を対象に、実習前・中・後で質問紙調査を行った結果、支援計画、支援の対象者が利用者以外に家族や親族、後見人、利用者の友人となる内容については、実習中あるいは実習事後指導に教育機関と連携したフォローアップが必要となることが示唆されました。

④の研究は、知的障害者入所施設からの入所者の地域移行について、入所施設、地域移行、地域生活の3時点の課題と支援を整理したところ

①福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究（平成二十二年年度継続）

②行動援護従事者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究（平成二十二年年度継続）

③重度知的障害者施設にお

ける相談援助実習のプログラム開発に関する基礎的研究（平成二十二年年度継続）

④重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究（平成二十二年年度継続）

⑤知的障害のための認知症スクリーニングスケールの開発に関する研究（平成二十二年年度継続）

⑥地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関

する調査・研究（平成二十一年度終了）

⑦知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究（平成二十一年度終了）

⑧知的障害者入所施設からの地域生活移行が移行者に及ぼす効果に関する調査・研究（平成二十一年度終了）

⑨重介護を必要とする知的障害者の地域生活への支援の研究（平成二十一年度終了）

ろ、入所施設の時点では本人に対する支援が中心となつて行われていることが明らかになりました。それが地域移行では調整と訓練が行われており、地域生活では課題も支援も多様になっていました。これを本人と環境との関係に着目して整理すると、入所施設では環境に対する問題はあまり着目されておらず、支援は主に本人に対して行われていました。一方、地域移行では環境においてその課題が見られ、環境調整支援が支援の中心となっていることが分かりました。

⑤の研究は、二〇〇七年にイギリスで開発された知的障害者用認知症スクリーニングテスト、Dementia Screening Questionnaire for Individuals with Intellectual Disabilities(DSQIID)の日本語版を作成し、実用化に向けての調査・検証を行いました。当法人入所者の協力を得て試用しましたが、実用化に至るまでにはいくつか課題が浮彫になったため、来年度以降は課題克服のために調査・検証を継続して行っていく予定です。

⑥の研究は、高齢知的障害者のサービス利用の実態と問題を明らかにすることを目的に調査を行いました。その結果、高齢知的障害者がサービスを利用する場合、少なくとも四つの事例があることが分かりました。すなわち、1. 六十五歳間近になり、介護保険サービス、障害福祉サービスのどちらを利用するか検討している事例、2. 介護保険サービスを受給している事例、3. 障害福祉サービスを介して介護保険サービスを受給している事例、4. 介護保険サービス、障害福祉サービスを併給している事例です。高齢知的障害者に特化した問題として、要介護認定に関する問題、それに関する入所施設サービス新規利用の困難、高齢化に伴う身体的能力等の低下によるグループホーム・ケアホーム利用継続の困難、介護者の高齢化が考えられました。

⑦の研究は、知的障害者の医療受診サポートツールの全国における作成状況を明らかにし、その作成背景、現状、今後の課題を明らかにすることとしました。その結果、医療受診サポートツールの作

成に際しては、医療のみに対応したものと生活全般に対応したものが見られました。そしてその現状は、活用が進んでいない状況も見られ、今後については、現状維持を基本としつつ必要に応じて見直しを行う状況が伺えました。また、先駆的事例の調査結果では、医療受診サポートツールの普及を、医療受診者側と医療提供者側との連携をとりつつ図ることが必要であることがうかがわれました。

⑧の研究は、日本における知的障害者入所施設からの地域生活移行の実態、すなわち地域生活移行によって移行者がノーマルな生活を送れているか否かについて検証を行う必要があります。その検証の結果、日本の地域生活移行の現状では、移行者に生活環境の改善をもたらすものの、必ずしも移行者の地域生活への適応が図られる状況には至っていないことがわかりました。そしてその要因には、移行者自身によるものと環境によるものがあることがわかりました。これらのことから今後の地域生活移行を考える

と、移行者自身と環境に着目

して地域生活移行に伴う環境整備と移行者の地域適応への支援を行うことが必要になると考えられます。

⑨の研究は、知的障害者入所施設を利用する重介護を要する知的障害者が、地域生活移行をする際に必要となる事項を、地域移行過程における事例から検討しました。

その結果、「支援者がより個人に特化した支援を行おうとする視点を持つこと」、「受け入れ側での介護レベルを落とさないこと」、「より確かなアセスメント力を持つこと」、「本人の日中活動の幅を広げようとする観点を持つこと」、「活動範囲を広げるための社会資源を見出す、また作り出していくこと」の五つの要素

が重要であることが確認されました。

* *

以上、平成二十一年度の調査・研究の概要のご報告をいたしました。今後も調査研究を推進していくために関係の研究機関や研究者の方々との連携協力が不可欠です。

平成二十二年度も、重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関するテーマの調査研究を、精力的に行っていくたく存じておりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(企画研究部研究課主査

木下 大生)

第8回 のぞみの園 ふれあいフェスティバル開催

「あふれる笑顔 ふれあう心」のスローガンの下に、のぞみふれあいフェスティバルを開催します。ぜひご来場ください。

日時

10月24日(日) 10:00~15:30

内容

ステージイベント

(演奏・ダンス等)

模擬店 (利用者制作品・日用品・
飲食物等)

福祉疑似体験・施設見学 等

問い合わせ先

027-320-1310 (総務部)

障害福祉の現場に貢献できる調査・研究を目指して

障害福祉サービスの現状と入所施設の役割

障害者自立支援法が施行されてから、障害福祉サービスを利用する人が増え続けています。最近の統計資料では、全国の障害福祉サービス提供事業所を利用している人は月に五二・九万人（平成二十二年二月）、一年間で約四・一万人増えました。また、入所施設から地域生活へ、その移行の推進が叫ばれてからずいぶんと時間が経ちました。遅まきながら、ここ数年で、その利

地域移行に関する調査研究

平成二十二年度、のぞみの園調査・研究のテーマには、「私たちの国で地域移行が急激に進まないのはどうしてか？」「地域移行を推進するためにはどのような条件が必要なのか？」といった疑問に對して、ひとつずつ答えを出すことを目的に設定したものがあ

用者数の増加が止まりました（平成二十年二月一四四、三〇五人、平成二十一年二月一四二、七四三人、平成二十二年二月一三九、〇七九人）。この統計資料からは、知的障害者の入所施設利用数を正確に推測することはできません。しかし、過去の資料等から少なくとも十二万人の知的障害者が、入所施設で生活していると思われる。

●重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究（継続研究）

前年度に引き続き、全国の入所施設を運営している民間事業者に対して、地域移行に関する課題や先駆的に取り組んでいる地域移行の方法等について聞き取り調査を行ない

ます。今回の調査対象は、独自の事前調査で、実践報告事例として全国的にあまり知られていない施設を含めたいと考えています。民間の事業者が地域移行を行うためのモデルの作成を目指します。

●長期施設利用者の地域生活に必要なスキル獲得に向けてー地域生活体験プログラムの検証を通してー

のぞみの園独自の地域生活体験プログラムでは、次第に、重度・高齢の知的障害者が対象になってきました。そのため、従来とは異なる発想と方法論が求められるようになり



重度高齢知的障害者の認知症ケアの研究会（生活支援部との共同研究）

ました。地域生活体験ホームならびに生活支援部自活支援グループの利用者を中心に、平成二十一年度より企画・実施した地域生活体験プログラムを見つめ直すことにより、その必要条件を実践的に考えます。

●海外における知的障害者入所施設からの地域生活移行の現状と課題に関する研究

日本では二〇〇二年の障害

入所施設に求められる新たな役割の考察

地域移行は達成すべき非常に重要なテーマです。しかし、入所施設を利用している知的障害者が多数おられるのも現実です。入所施設では、現在どのような課題を抱えているのか、あるいは私たちの社会で、入所施設ができる役割にどのようなものがあるのか、以下の調査・研究を行なっています。

●知的障害者用認知症スクリーニングスケールの開発と妥当性・信頼性の検証（継続研究）

知的障害者の認知症罹病を早期に発見するツールとし

者基本法の改正により、地域移行の推進が図られるようになりました。欧米では、さらに三十年以上前から、地域移行ならびにそれに伴う先行研究が多数報告されています。海外の文献研究から、各国の地域移行に関する取り組みとそれにより知的障害者がどのように変化したかを評価する視点をまとめ、日本における地域移行とその評価の視点を考察します。

て、昨年度は欧米で最近活用されているDSQIIDの日本語版を作成し、のぞみの園において試験的にその妥当性と信頼性を調査しました。今年度は、日本語版の若干の修正と多数の対象者で妥当性と信頼性を調査することで、認知症の早期発見と早期対応に貢献できるツールに育てていきたいと考えています。

●重度高齢知的障害者の認知症ケアについて

認知症の診断を受けている知的障害者に対して、一般的な認知症ケアの方法論を活用

すること、どのような点が有効でどのような点が不向きであるかを、実践事例を通して観察・記録・分析する事例研究です。今後、知的障害者に対する認知症ケアのあり方について模索する第一歩になればと考えています。

●著しい行動障害があるために精神科病院に入院していた者に対する効果的な支援に関する研究

強度行動障害と呼ばれる、著しい行動上の問題ゆえに地域生活が困難になる知的障害者も少なくありません。本研究は、比較的特異な経歴をもつ一人の事例に対して、様々な専門職のカンファレンスを中心に、有効なケアや環境調整のあり方を検討する実践研究です。

●知的障害を有する高齢者における摂食・嚥下障害スクリーニングに関する研究

のぞみの園では、高齢化に伴い、誤嚥性肺炎になる利用者が増えてきています。そのうち、いわゆる「ムセない誤嚥」も多く、クエン酸ネブライザーによる咳テストという

比較的簡便なスクリーニングテストにより不顕性誤嚥の可能性を明らかにできると考えられます。このテストの有効性を研究します。

●知的障害者（児）における反芻習癖に関する研究

臨床実感として健常者と比較して割合が高いと思われる知的障害（児）者の反芻習癖は、誤嚥や虫歯のリスクが高いと言われていました。しかし、その実態は不明であり、本研究ではアセスメント表と聞き取り調査でその実態と危険因子を明らかにし、反芻に対する食事支援の方法について考察します。

これまでの経過を生かした新しい研究

これ以外にも、のぞみの園のこれまでの実践あるいは研究経過を引き継ぎ、以下の三つの研究テーマを設定しています。

●行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究（継続研究）

二〇〇六年より継続している行動援護に関する調査研究

●福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援のための研修プログラムの開発に関する研究（継続研究）

これまでの研究実績を踏まえ、矯正施設等を退所した知的障害者等の受け皿となる福祉施設、ケアホーム・グループホーム、地域生活支援センターにて、地域生活移行・定着支援に当たる職員への研修プログラムの開発を行うことが、今年度の研究目的です。また、この過程で、全国の福祉施設等における受入の実態調査と要望する研修項目について調査します。

これまでの経過を生かした新しい研究

は、①行動援護従業者養成研修のプログラム改訂と実施、②移動支援を中心に「地域で生活する重度知的障害者・精神障害者が快適に暮らす条件」についての調査と二本立ての研究経過を立てています。特に、後者の調査・研究は、これまでの研究実績を踏まえ、給付事業である行動援護や重度訪問介護、日中一時支援等と地域生活支援事業で

ある移動支援を含めた広範囲の調査を実施する予定です。

●重度知的障害者施設における相談援助実習プログラムの開発に関する基礎的研究 ―国立のぞみの園モデル構築に向けて―（継続研究）

社会福祉士養成課程の新しいキキュラムに対応する、のぞみの園における新しい相談援助実習プログラムの開発を二年前に行ないました。今年度は、前年度新カリキュラムを受けた実習生の追跡調査を行ない、過去二年間の研究結果を踏まえプログラムの修正と

12テーマの調査・研究

以上十二テーマの調査・研究を、今年度のぞみの園では計画しています。各研究は、のぞみの園以外の有識者や実践家を交えたプロジェクト形式、診療所・生活支援部・地域支援部が中心に進めるもの、研究課が独自で行うものなど、それぞれ特徴があります。また、各研究について六月十八日に開催した第五回のぞみの園研究会議において、外部委員である有識者より、「理念だけではなく実践に即した研究結果としてしっか

その実施マニュアルの作成を行ないます。

●広汎性発達障害における併存精神障害に関する―診断、認知特性との関連について―

診療所の外来患者を対象に、精神疾患診断と認知特性検査（知能検査、前頭葉機能検査）の結果から、それぞれの関連性を統計解析します。特に、広汎性発達障害における二次障害と脳機能特性との関連を検討することで、その後の療育や支援における重要な示唆を得られるものと期待します。

りまとめたい」「倫理面の配慮には十分気をつけること」「用語の使い方について歴史的な検知からも配慮すること」とご指摘を頂いています。

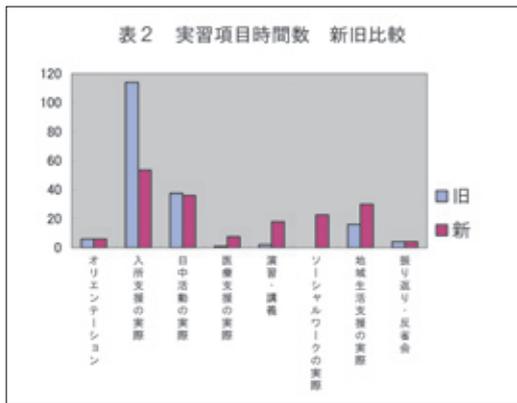
障害福祉の現場に貢献できる調査・研究を行っていくのがのぞみの園の大切な使命です。それには、多くの方のご意見やご指摘が必要です。今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

（企画研究部研究課長

志賀 利二

国立のぞみの園における相談援助 実習プログラム開発の基礎的研究

～社会福祉士及び介護福祉士法の改正に基づく新カリキュラムに対応した実践を通して～



平成二十年、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、社会福祉士養成課程新カリキュラムにおける相談援助実習で学ぶべき内容が新しく提示されたことにより、新カリキュラムに対応した相談援助実習プログラムの開発を目的に、学校法人日本社会事業大学と共同開発体制をとり、学校で学んだ知識と実習での実践に齟齬が生じない新カリキュラムに対応したプログラムの開発に取組みました。

本研究は、知的障害者の施設で相談援助実習を行う際に、新カリキュラムに示された学ぶべき内容についてのどのよう展開すればいいのか、また欠落しているものは何か等を当法人のフィールドを活

用して、三年計画で実践することとしています。一年目にあたる平成二十年度は、日本社会事業大学と共同開発体制で、相談援助実習プログラム及びプログラムを有効に活用するためのプログラム・マニュアルを作成し、二年目となる平成二十一年度は、作成した実習プログラム及びプログラム・マニュアルにて実習を行い、その評価・検証を行いました。

新しいプログラムでは「ソーシャルワークの実際」、「個別事例について講義・演習」を項目に加え、「地域での連携」、「個別支援計画の作成」、「利用者の家族や親族、後見人との援助関係の形成、権利擁護及び支援」 「社会福祉士倫理綱領」等について学べるよう、自立支援協議会への陪席、福祉センターの見学、個別訪問、事例による個別支援計画について講義・演習、医療ケア臨床面の見学等を行えるようにしました。(表1)

また、事前学習、オリエンテーション、巡回指

導も重要な項目として学校・学生と連携を図り、振り返りや気づき、反省会等についてグループ討議としてプログラムに盛り込み、実習や学校で学んだことの理解がさらに深まるよう組み立てました。

項目別時間数を改訂前(旧)と後(新)で比較(表2)して見ると、旧プログラムでは「入所支援の実際」が全体の六割を占めていましたが、新プログラムでは「演習・講義」、「ソーシャルワークの実際」を組み入れ、「地域生活支援」についても時間を増やしたため全体時間の三割とし、時間を五十三時間としました。

表1 国立のぞみの園相談援助実習プログラム(抜粋)

日	時間数	担当	配属先	実習のテーマ	実習プログラム	指導項目	教材・備考
1	1.5	企画	養成研修	実習上の諸注意 施設見学	オリエンテーション 持ち物の確認 園内見学	①サービス提供の基本姿勢(時間遵守・挨拶・言葉遣い・服装等) ②守秘義務 ③コミュニケーション・スキル	プログラム・マニュアル(共通知識・専門知識)実習計画書
1	4.0			実習施設の理解	施設の概要説明 プログラムの説明		
2	2.0	企画	養成係	実習の目的を理解する。 施設の概要を知る。	相談援助プログラムの理解を深める。	①目的や課題の確認	DVD
2	4.5	寮	寮	利用者を知る	園内オリエンテーション(利用者と一緒に過ごす)	①介助・支援の実際 ②健康への配慮 ③コミュニケーションスキル ④個別支援/ニーズの把握 ⑤個人情報保護/権利擁護	寮の運営目標
3	7.5	生活支援	寮	利用者との関係を学ぶ	利用者と一緒に活動する		
～							
12	8.0	活動支援	作業支援課	日中活動について学ぶ	生活訓練について	⑤ボランティア ⑥地域のニーズ ⑦家族等との関係	指導者手引き
13	8.0	作業支援	作業支援課	日中活動について学ぶ	夜勤移行支援について		
14	7.5	診療所	作業支援課 保健心理科	医療・看護について学ぶ 医療・訓練について学ぶ 保健心理科 心理療法について学ぶ	外業・病棟の見学 機能訓練の見学 臨床心理の見学	①障害医療の実際 ②他職種との連携	指導者手引き 職員行動基準 共通編
15	7.5	企画	養成係	社会福祉士の職務について学ぶ	職員行動基準	①記録の技術、個別支援計画 ②職業倫理	指導者手引き 職員行動基準 共通編
16	7.5	企画	養成係	施設支援計画について学ぶ	個別支援計画演習		
17	7.5	サービス課	サービス課	施設運営と関係について学ぶ	サービス提供の仕組み	①施設の機能・運営・管理 ②アセスメント/モニタリング ③相談支援	
18	7.5	事業課	事業課	コミュニケーションワークの視点・業務を学ぶ	相談業務の実際		
19	7.5	相談センター	相談センター	コミュニケーションワークの視点・業務を学ぶ	地域や関係機関との連携		
～							
24	7.5	企画	養成係	振り返りと気づき		①課題の整理/まとめ	指導者手引き
25	5.0	企画	養成係	実習のまとめ 実習終了の手続き	施設の実態、日程のまとめ 演習の返却等	②相互理解	

なお、指導にあたっては、配属先ごとに実習指導者を置き、プログラム・マニュアルに沿った説明と場面ごとに質疑の時間を設けました。

平成二十一年度は、学生・学校の協力を得て、実習の前・中・後に相談援助実習で学ぶべき二十項目についてアンケート調査を実施し、今年度はさらに検証を積み、研究の最終年度として、社会福祉士養成課程新カリキュラムにおける相談援助実習のモデルとして実習プログラム等を作成する予定です。

(企画研究部企画研修課長 原田 将寿)

【発行】
 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
 〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)
 ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp
【ニュースレター関係連絡先】
 TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。